

公営 稲城・府中メモリアルパーク 墳墓等設置工事の注意事項

1 施工時の注意事項について

- (1) 墳墓等設置工事承認申請書により承認を受けた設置基準内の工事を行ってください。
- (2) 工事・埋蔵等で来苑した際は、管理事務所に立ち寄り、「墓地関連業者入退管理簿」にご記帳ください。
- (3) 施工時間は午前8時30分から午後5時まで（準備、片付けを含む）とします。
- (4) 施工前に必ず測量をしてから工事を行ってください。
- (5) 施工時には区画の位置（列番号）を十分に確認してください。誤って他の区画に施工した場合は、再施工となり原状復帰していただきます。
- (6) 工事に使用する車両等については、事故防止のため、苑内はすべて徐行運転となります。また、苑内に駐車する際は、墓参者等の通行の支障とならないよう駐車してください。
- (7) 事故（車両・他の墓地の損壊等）が発生した場合は、必ず管理事務所に報告してください。報告は速やかに行い、職員の指示を受けてください。
- (8) クレーン車、カートクレーン車、クローラー運搬車（キャタピラゴム車）を墓地内の通路に乗り入れることは原則禁止としますが、作業上、乗り入れが必要な場合はご相談ください。
- (9) 路面及び設置物の汚れ防止・保護のため、施工中は必ず施工場所周辺をコンパネ等で養生してください。路面等が汚れた場合は、清掃を行い原状復帰し、路面や設置物等を破損させた場合は、速やかに管理事務所に報告してください。
- (10) 駐車場及び他の区画内、通路等を資材置場にしないでください。
- (11) 施工中に近隣の区画で埋蔵、読経がある場合は、音の出る作業を一時中断するなど、配慮してください。
- (12) 墳墓等の改造、撤去工事の場合は、施工前、施工後の写真を提出してください。

2 苑内での工具類の洗浄禁止、残土・廃材・ごみ等の搬出について

- (1) 苑内での工具類の洗浄は禁止します。拭き取る等をしてお持ち帰りください。
- (2) 工事によって生じた残土、廃材、ごみ等は当日中に苑外に搬出し、適切に処理してください。苑内に残っていた場合は、工事を中止していただくことがあります。

3 施工期間とその他の届出・申請について

- (1) 土日祝日、お盆・お彼岸その他指定する日は、施工することができません。
- (2) 施工期間を延長する場合は、あらかじめ管理事務所に連絡してください。
- (3) 墳墓等設置工事完了後に、追加の工事を行う場合は、改めて「墳墓等設置工事承認申請書」を管理事務所に提出してください。

4 その他

- (1) 検査に適合するまでは、墓地使用者に納骨可能の連絡をしないでください。
- (2) 納骨する時は「平面墓地焼骨埋蔵等届」が必要となります。